**令和３・４年度砺波市建設工事入札参加資格審査申請に係る**

**審査基準（主観点数）の改正について**

**１　改正の趣旨**

　　　建設業者の技術力及び地域社会への貢献度をより適切に評価するため、令和３年度以降の入札参加資格者に係る審査基準（主観点数）について、見直しを行うもの。

**２　改正の概要（追加項目）**

**（１）保護観察対象者等の雇用**

　　　協力雇用主として富山保護観察所に登録し、定期受付年度の前２年度において保護観察対象者等を３ヶ月以上雇用した実績がある。

※富山保護観察所の証明する「協力雇用主及び保護観察対象等の雇用に関する証明書」の写しを添付して下さい。

**（２）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の届出**

　　　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第８条第１項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者が３００人以下（令和４年４月１日以降に随時提出する場合は１００人以下）の者であって同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をしている者。

※富山労働局の受付印が押印された届出の写しを添付して下さい。

【付与点数】　各５点

**３　適用**

　　令和３年度の入札参加資格審査から適用する。